

第 14 号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 6 月 7 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の次に「又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」を、「補修」の次に「、除却」を加え、同条第 3 項中「登録試験機関（」の次に「第 13 条の 2 第 1 項及び」を、「及び」の次に「掲出物件の」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（点検義務）

第 13 条の 2 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 第 5 条又は第 6 条第 4 項の規定による許可を受けた者は、第 9 条第 3 項の規定により許可の期間の更新を申請する場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により提出された点検の結果において当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等に劣化、損傷等の異常があり、かつ、当該異常について改善が図られていないと認めるときは、許可の期間を更新してはならない。

第 15 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号中「前条」を「次条」に改める。

第 25 条の見出し中「者」の次に「及び広告主」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、広告主（屋外広告業者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件の管理を委託する者をいう。）について準用する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 13 条第 3 項の改正規定（「及び」の次に「掲出物件の」を加える部分に限る。）

及び第15条の改正規定 公布の日

(2) 第13条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「及び」の次に「掲出物件の」を加える部分を除く。）、同条の次に1条を加える改正規定（第13条の2第1項に係る部分に限る。）、第25条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定及び第26条の改正規定 令和元年10月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和2年1月1日

2 前項第3号に規定する規定の施行の日前にされた改正前の熊本県屋外広告物条例第9条第3項の規定による許可の期間の更新の申請であって、前項第3号に規定する規定の施行の際、許可の期間を更新するかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（提案理由）

平成28年熊本地震等の災害を踏まえ、今後の自然災害に備えた屋外広告物の点検、補修等による安全性等の向上のため関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。